

ぐんぎん ID 利用規定

第1条 ぐんぎん ID

「ぐんぎん ID」とは、株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）または当行連携先企業がインターネット上で提供する各種サービスと当行の口座情報を連携するための共通の ID です。ご利用いただける方は、当行所定の条件を満たす日本国内在住の個人のお客さまに限るものとします。

第2条 規定の適用範囲

ぐんぎん ID 利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、利用者（ぐんぎん ID を利用するお客さまをいいます。以下同じ。）がぐんぎん ID および次条に定めるサービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用する場合に適用されます。利用者は、本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、利用者の判断と責任においてぐんぎん ID および各種サービスを利用するものとします。

第3条 各種サービス

利用者は、ぐんぎん ID を用いて、当行所定の端末（インターネットに接続可能な当行所定の OS およびブラウザを備えたパーソナルコンピューター、スマートフォン等。）を通じて提供される以下のサービス（以下「各種サービス」といいます。）を利用することができます。なお、当行は、各種サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更・追加を行うことがあります。

- ① 「ぐんぎんアプリ」をはじめとする、当行が提供する当行所定のサービス
- ② 当行連携先企業が提供するサービスに当行の口座情報を連携するための「口座情報連携サービス」
- ③ その他当行所定のサービス

第4条 ぐんぎん ID のユーザー登録

1. 当行所定の条件を満たす当行の普通預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちのお客さまは、当行所定の方法により、ぐんぎん ID のユーザー登録をすることができます。
2. ぐんぎん ID のユーザー登録にあたっては、お客さまが事前に当行に届け出た氏名、生年月日、普通預金口座の店番号、口座番号、キャッシュカード暗証番号（以下、「口座情報等」といいます。）を端末の画面上に入力し、当行が届出電話番号（利用者が口座情報等を入力した口座に関し当行に届け出ているもの）宛に自動音声またはショートメッセージにて通知する「認証番号」を端末の画面上に入力することにより、認証を行います。
3. 利用者の口座情報等、認証番号が当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合、その時点で当行はユーザー登録を停止します。登録を再開するには、当行所定の手続きが必要です。
4. ユーザー登録は、当行からの電子メールによる認証通知を受信し、認証手続きを行った時点で完了します。
5. ユーザー登録の際、次回以降の本人確認に必要な「ユーザー名」と「パスワード」は、利用者自ら設定していただくものとします。
6. ユーザー登録時に口座番号等の情報を入力した普通預金口座は、ぐんぎん ID の代表口座として取

扱います。

7. ぐんぎん ID は、利用者 1 人につき 1 つしかユーザー登録できないものとします。
8. 利用者がパスワードを失念した時は、再度ユーザー登録時と同様の認証を行うことでパスワード再設定を行うものとします。
9. 利用者は、自己の責任において、ぐんぎん ID で使用するユーザー名およびパスワード、代表口座の口座番号、ユーザー登録に使用した電子メールアドレスを厳重に管理・使用するものとし、また、第三者に貸与、譲渡、売買、質入等をしないものとします。

第 5 条 本人確認

1. ぐんぎん ID の利用にあたっては、利用者が登録したユーザー名とパスワードを、端末より当行に送信するものとします。ユーザー名の代わりに代表口座の店番号および口座番号を使用することもできます。
2. 送信されたユーザー名または代表口座の店番号および口座番号とパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）と当行に登録されたパスワード等の一致を確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ① 利用者本人の有効な意思による利用であること
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること
3. 当行が前項の確認をして取扱いしたうへは、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負わないものとします。パスワード等を失念したり、他人に知られたりした場合は、すみやかに当行まで届け出るものとします。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
4. ぐんぎん ID の利用にあたり、パスワード等が当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合は、その時点で当行はぐんぎん ID の利用を当行所定の範囲で停止します。ぐんぎん ID の利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。

第 6 条 利用口座の登録

1. ぐんぎん ID には、ユーザー登録時に利用者が登録した代表口座のほか、当行所定の手続きを行うことにより、任意の口座および取引を、代表口座とともに各種サービスにおいて利用・参照等される口座および取引（以下、「サービス利用口座」といいます。）として、登録することができるものとします。
2. 利用者が、「《GB ダイレクト》インターネットバンキングサービス」に代表口座または利用口座として登録されている口座（以下合わせて「IB 登録口座」といいます。）をぐんぎん ID の代表口座として登録した場合、当該口座以外の IB 登録口座がぐんぎん ID のサービス利用口座として自動的に登録されます。
3. 利用者と同一名義の投資信託、公共債、外貨預金、各種ローン（カードローンを除く）については、当行所定の条件にもとづく口座がぐんぎん ID の代表口座またはサービス利用口座として登録された場合、自動でサービス利用口座に登録されるものとします。
4. 一度登録されたサービス利用口座を解除することはできません。

第 7 条 利用停止・再開・退会

1. 利用者がぐんぎん ID の利用停止または退会を希望する場合には、当行所定の方法によって当行に申し出ることとします。当行はこの申出の前に生じた損害については、当行に故意または重大な

過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. ぐんぎん ID の退会の申出があった場合、各種サービスの利用は終了することとし、また、各種サービスの利用期間中の取引明細を含むユーザー情報は削除されます。
3. ぐんぎん ID の利用停止の申出を行った利用者が、ぐんぎん ID の利用を再開する場合は、当行所定の手続きを行うこととし、手続きが完了するまでは、各種サービスをご利用いただけません。
4. ぐんぎん ID の代表口座が解約（休眠預金への移管・雑益解約を含みます。）された場合は、ぐんぎん ID の退会があったものとみなします。また、サービス利用口座が解約された場合は、各種サービスにおいて、その口座にかかる照会・取引等ができなくなるものとします。
5. 利用者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は利用者に事前に通知することなくいつでもぐんぎん ID の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - ① 利用者が本利用規定に違反したとき
 - ② 当行が利用者に対して有する債権の保全を必要とするとき
 - ③ ぐんぎん ID が情報収集等の不正な目的で利用されたと当行が判断したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき
 - ⑤ その他前各号に準じ、当行がぐんぎん ID の利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき
6. 次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はいつでも利用者に事前に通知することなく、ぐんぎん ID から退会させることができるものとします。
 - ① 利用者について、支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他これに類する法的手続きの申立があったとき
 - ② 利用者について、相続の開始があったとき
 - ③ その他前各号に準じ、当行がぐんぎん ID の退会を必要とする相当の事由が生じたとき
7. ぐんぎん ID を利用停止または退会した場合、停止または退会時点で利用者の依頼にもとづく取引等が完了していないときは、当行はそれを完了させる義務を負わないものとします。

第8条 ぐんぎん ID の利用停止または終了、内容変更等

1. 当行は、利用者に事前の通知およびいかなる補償をすることなく、ぐんぎん ID の全部または一部の利用を、いつでも停止または終了できるものとします。
2. 当行は、利用者に事前の通知およびいかなる補償をすることなく、ぐんぎん ID の内容および利用条件の追加、変更を行うことができるものとします。

第9条 情報利用

当行は、ぐんぎん ID の利用者の情報を元に、プロモーション等を目的とした電子メール配信等を行うことがあります。

第10条 免責事項

1. ぐんぎん ID の利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者にも生じた損害について、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。
2. ぐんぎん ID を利用する端末は利用者の責任において適切に管理するものとし、紛失盗難その他事故により、ぐんぎん ID が不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負わないものとします。

3. 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機器およびコンピューター等の障害ならびに回線障害等により、ぐんぎん ID の利用が不能となったことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
4. ぐんぎん ID は、海外からはご利用いただけません。海外からぐんぎん ID を利用しようとしたことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
5. 前項のほか、以下の事由によりぐんぎん ID が利用できなかった場合、これによって生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、止むを得ない事由があったとき
 - ② 当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき

第 11 条 利用者責任

1. 利用者が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他利用者の責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、利用者の責任において解決するものとします。
2. 利用者が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、利用者はこれを賠償する責めを負うものとします。

第 12 条 反社会的勢力の排除

利用者が次の各号のいずれかひとつにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切と判断した場合、当行は利用者へ事前に通知することなくぐんぎんIDの利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 利用者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 13 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、各種

定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、総合口座取引規定、ぐんぎん WEB 口座特約、各種カードローン規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、インターネットバンキング利用規定、インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎんアプリ利用規定、口座連携サービス利用規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。

第 14 条 規定の変更

本規定の各条項は、法令の変更その他当行が必要と認める場合には、利用者に個別に通知することなく、変更できるものとします。この場合、ホームページ等への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

第 15 条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。ぐんぎん ID に関する紛争については、前橋地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上